

26 監査報告第8号
平成26年11月28日

千葉市議会議長 宇留間 又衛門 様
千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市監査委員 宮 下 公 夫
同 宮 原 清 貴
同 小 川 智 之
同 川 岸 俊 洋

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施した
ので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第 1 期財務定期監査結果報告

第 1 監査の対象

総務局、市民局、環境局、中央区役所、緑区役所、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

第 2 監査の範囲

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

第 3 監査の期間

平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 11 月 26 日まで

第 4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善又は検討の必要がある事項が認められた。

1 指摘事項

(1) 収入事務

ア 歳入の収納事務委託の取りやめに係る告示を適正に行うべきもの（環境局）

地方自治法施行令第158条第2項によると、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされている。また、一般的に、委託を取りやめる場合にも告示及び公表の手続きが必要であると解されている。

しかしながら、粗大ごみ処理手数料収納業務委託については、委託を開始した旨の告示は行っていたものの、委託の一部を取りやめた旨の告示を行っていなかった。歳入の収納事務委託の取りやめに係る告示については、適正に行われたい。

イ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（中央区役所）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができる」と規定されている。

また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、電柱支線及び携帯電話基地に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可

の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

ウ 督促状の送達を適正に行うべきもの（中央区役所、緑区役所）

予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。

しかしながら、一部の歳入については、債務者から納期限までに納付されなかったにもかかわらず、督促を行っていなかった。

督促状の送達については、規則に基づき適正に行われたい。

エ つり銭資金の交付申請を行うべきもの（緑区役所）

予算会計規則第80条第2項によると、区会計管理者、現金出納員又は区現金出納員は、つり銭資金を必要とするときは、つり銭資金交付申請書を会計管理者に提出しなければならないとされている。

しかしながら、保険年金課では、徴収嘱託員による国民健康保険料の収納金があるにもかかわらず、当該用途に係るつり銭資金の交付申請が行われていなかった。

つり銭資金の交付申請については、規則に基づき適正に行われたい。

（2）支出事務

ア 補償、補填及び賠償金の執行を適正に行うべきもの（環境局）

決裁規程別表第1によると、補償、補填及び賠償金に係る歳出予算の執行については、その内容により、金額に応じて局長等が決裁する補償金と、金額にかかわらず局長又は区長が決裁する補填金及び賠償金とに区分して処理するものとされている。

また、「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、決裁に至るまでの手続きにおいて、合議を要する事項については、必要に応じて担当課と事前に協議、調整することとされており、別表において、損害賠償に係る支出負担行為については、政策法務課長の合議を要するものとされている。

しかしながら、補償、補填及び賠償金から支出された一部の経費については、法務担当部署との事前協議が行われなかったため、経費の内容が賠償金の性質を有するものであるにもかかわらず、補償金として処理されていた。

補償、補填及び賠償金の執行については、その経費の性質の判断に際し事前協議を行うなど、規程等に基づき適正に行われたい。

イ 助成金の算出に必要な基準を明確にすべきもの（環境局）

「補助金の執行事務の適正化について」(平成14年3月1日付け財政部長通知)によると、補助金交付要綱で定めるべき事項として、補助金額算出に必要な基準を明示することとされている。

また、住宅用太陽光発電設備設置費助成金交付要綱第5条第2項によると、住宅の所有者である申請者が、発電設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせた場合は、基本助成額に上乗せした額を交付することとされており、市内業者とは、市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人のその事業所の代表者であり、申請者と発電設備の設置に係る工事請負契約を結び、領収書を市内の事業所で発行する者に限るとされている。

しかしながら、住宅用太陽光発電設備設置費助成金交付要綱においては、市内業者の定義に不明確な点があったため、助成金の申請等における市内業者の確認が十分に行われているとは言えない状況が見受けられた。

助成金の算出に必要な基準については、要綱により明確に定められたい。

(3) 契約事務

ア 家庭ごみに係る指定袋の保管管理を適正に行うべきもの（環境局）

家庭ごみに係る指定袋保管管理配送業務委託については、仕様書において、受注者は、指定袋（良品）の保管管理を適正に行うとともに、業務に伴い発生した不良品等については、指定袋の在庫数量に含まずに保管することとされている。

また、受注者は、毎月末に指定袋保管場所在庫状況報告書（月報）により、指定袋の在庫数量や不良品等の数量を報告することとされている。

しかしながら、当該報告書を確認したところ、受注者が、指定袋の在庫数量に不良品等の数量を含めて報告していたため、指定袋の在庫数量が確認できない状況となっていた。

指定袋は、保管管理を委託しているとはいえ市の所有物であることから、その保管管理については、受注者から提出された報告書の確認を十分に行うとともに、適正に行うよう受注者を指導されたい。

イ 業務委託に係る産業廃棄物の運搬を適正に行うべきもの（環境局）

道路交通法第57条第1項によると、車両の運転者は、当該車両について積載重量の制限を超えて車両を運転してはならないとされており、本市が執行する工事においては、過積載による違法運転の防止の徹底を図るため、特記仕様書に受注者が遵守すべき事項を明記するなど、所要の対策が講じられている。

しかしながら、園生町地下水浄化施設撤去委託においては、発生したコンクリート殻等の産業廃棄物の運搬に当たり、工事に準じた過積載対策が講じられておらず、

結果として、過積載が見受けられた。

業務委託に係る産業廃棄物の運搬については、工事に準じて所要の対策を講ずるとともに、適正に行うよう受注者を指導されたい。

ウ 契約手続きを適正に行うべきもの（選挙管理委員会事務局）

「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、施行決定とは歳出予算等に係る契約を行うに当たり、契約の決定、締結前に専決権者の意思決定等を受ける行為をいい、その内容として、対象事業名称、目的及び必要性、執行予定額・配当予算残額、所属年度及び支出科目、契約方法等が必要とされている。

しかしながら、千葉市長選挙ポスター掲示場製作・設置・管理・撤収業務委託（中央区）他14件に係る希望型指名競争入札の執行においては、施行決定を行うことなく委託発注表を公表し、申請受付・資格審査を行い、施行決定はその後の指名通知の段階で行われていた。

契約の締結に当たっては、手続きを適正に行われたい。

（４）財産管理事務

ア 工作物の管理を適正に行うべきもの（環境局）

公有財産規則第15条によると、公有財産の管理については、常に現況と公有財産台帳との符号状況に留意しなければならないとされている。

しかしながら、地下水汚染に係る観測井及び大気汚染測定局に附置された鉄塔の現況と公有財産台帳との符号状況を抽出して確認したところ、各工作物の現況と公有財産台帳に記載されている内容とに相違が見受けられた。

工作物の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

イ 和解金に係る債権の報告を適正に行うべきもの（環境局）

「適正な債権管理事務の執行について」（平成26年4月28日付け債権管理課長通知）によると、複数年度にわたって返還される貸付金などにおいて、当該年度に調定していないものについては、台帳の整備を行うなど適正に管理するとともに、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。

また、決算の調製に伴い、平成26年5月12日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、財産に関する調書に記載すべき債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。

しかしながら、大気常時監視自動計測器の調達に係る談合に伴う和解金については、複数年度にわたって納入されるものであるところ、次年度以降に調定することとなる債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。

和解金に係る債権の報告については、通知等に基づき適正に行われたい。

ウ 重要物品の照合確認を適正に行うべきもの（環境局、緑区役所）

物品会計規則第29条第2項によると、物品管理者は、管理する備品の使用状況について、毎年度1回以上、備品明細一覧表に記録されている内容と照合して確認しなければならないとされている。

また、当該規定に基づき、平成26年5月16日付けで会計室長が依頼した「備品の確認について」によると、物品管理者は、管理及び使用に係る備品と備品明細一覧表に記載されている内容について確認し、相違がある場合には、所定の報告をすることとされている。

しかしながら、一部の重要物品については、実際は廃棄処分されているにもかかわらず、備品明細一覧表に記載されている内容との照合確認を行っていないため、引き続き備品明細一覧表に記載されている状況が見受けられた。

重要物品の照合確認については、規則等に基づき適正に行われたい。

2 意見

(1) 証書類の作成について

今回の定期監査において、現金出納簿等の証書類の作成に当たり、筆跡が消せるボールペンを使用していた事例が見受けられた。

筆跡が消せるボールペンの使用は、決裁、検閲等の終了後に記載された内容を訂正することが可能であり、また、温度変化により、記載された文字などが、消えてしまうおそれがあるなど、公文書保存の観点からも適切ではないため、証書類に使用することのないよう、全庁的に注意喚起を図られたい。